

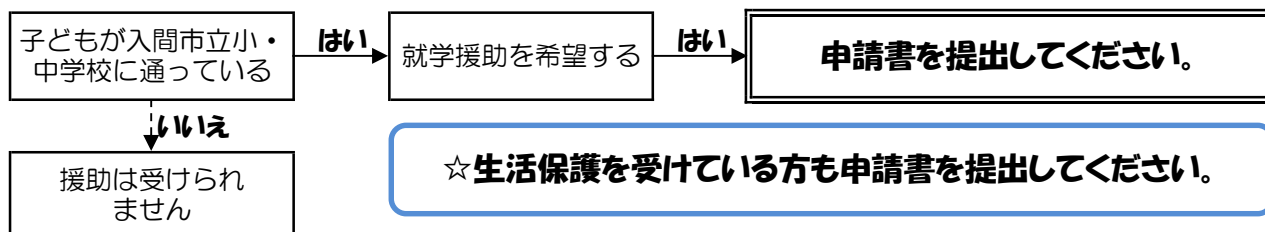
☆ 制度の詳細は「入間市就学援助費支給要綱」でご確認ください（入間市公式ホームページで閲覧できます）。

令和6年度 就学援助制度のご案内

就学援助制度とは、入間市立小・中学校に通う児童生徒の保護者のうち、経済的に困りの方に対し、学校に必要な諸経費を援助する制度です。（私立の小・中学校に通う児童生徒は対象外です。）

※年度途中で家計の急変等があった方も申請いただけます。

1 対象者



2 申請手続き（毎年度、申請が必要です。4月認定分の提出期限は4月30日（学校教育課必着）です。）

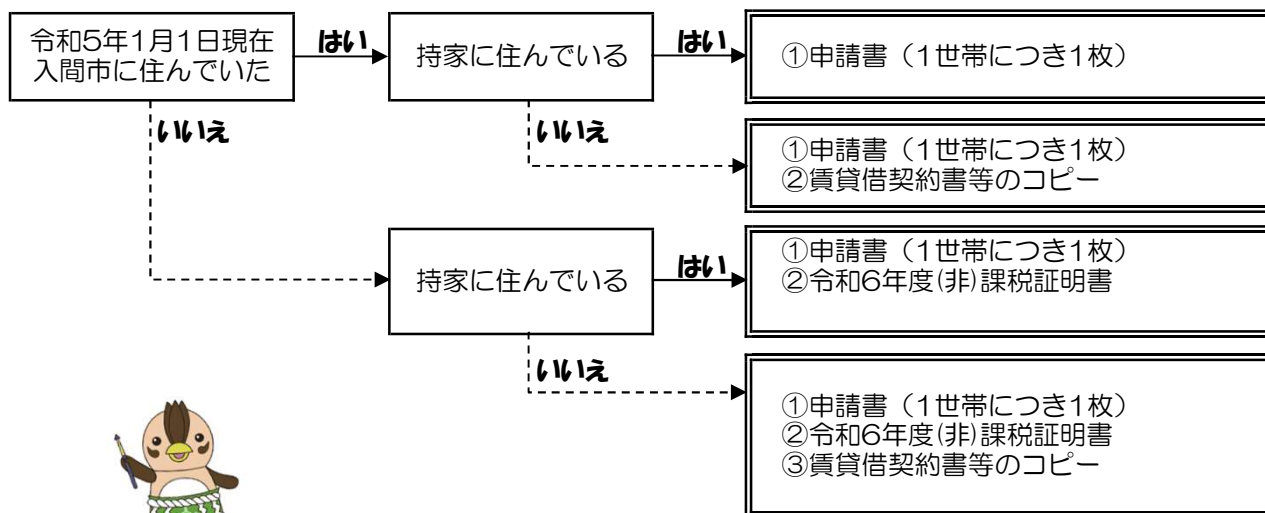
☆ 令和5年1月～令和5年12月の所得によって認定の可否を審査します。申告していないと審査できません。

申請の前に、申告を済ませてください！（所得が無い場合も申告が必要です。）

☆ 提出先は、市役所A棟4階 学校教育課、またはお子さんの就学校です。

（郵送の場合は、必ず、学校教育課(04-2964-1111 内線4146・4147)に電話してください。）

☆ 申請に必要な書類は下のフローチャートで確認してください。



3 援助内容（詳細は、裏面を参照してください。）

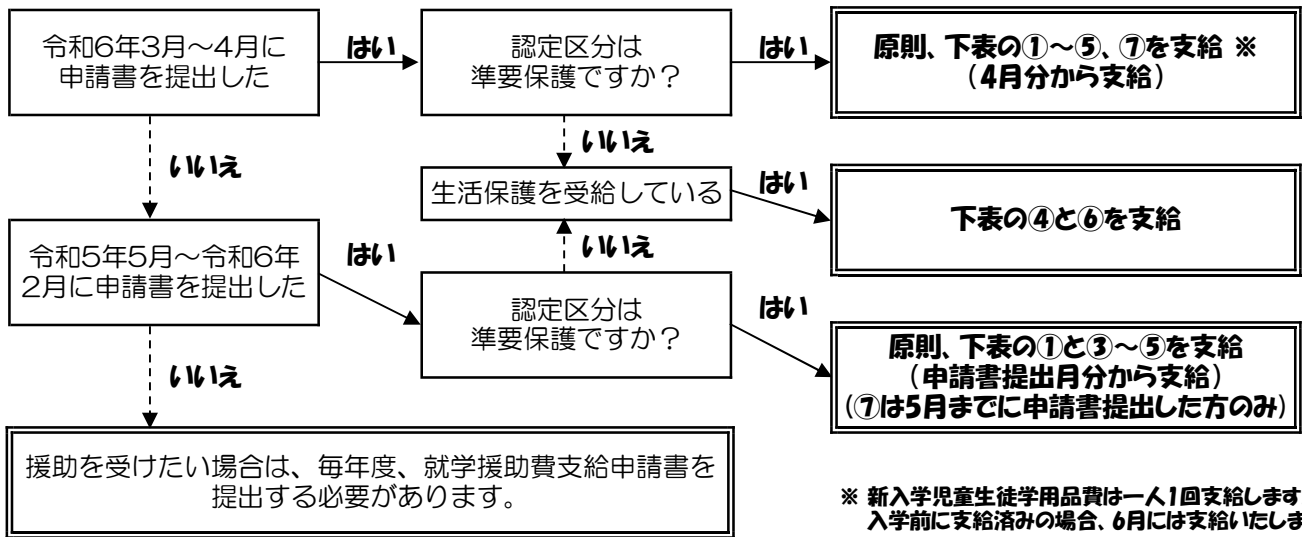
(1) 要保護・・・生活保護を受けている方(下記以外の費用は生活保護費から支給されます。)

④修学旅行費 ⑥医療費

(2) 準要保護・・・生活保護を受けていない方

①学用品費・通学用品費 ②新入学児童生徒学用品費 ③校外活動費・林間学校費 ④修学旅行費
⑤給食費 ⑥医療費（被災対象者のみ） ⑦日本スポーツ振興センター共済掛金（4～5月認定者）

4 援助内容



※ 新入学児童生徒学用品費は一人1回支給します。
入学前に支給済みの場合、6月には支給いたしません。



援助項目 (※1)	対象学年	支給額	支給時期
①学用品費・通学用品費	全学年	【小1】 4～2月分 969円/月 3月分 971円/月 【小2～6】 4～2月分 1,158円/月 3月分 1,162円/月 【中1】 4～2月分 1,894円/月 3月分 1,896円/月 【中2～3】 4～2月分 2,083円/月 3月分 2,087円/月	【入学後】 4月～6月分→7月末 7月～9月分→10月末 10月～12月分→12月末 (12月認定者除く) 1月～3月分→3月末 (12月認定者は12～3月分)
②新入学児童生徒学用品費	小1・中1の 4月認定者	【小1】 57,060円	(入学前の12月下旬・3月下旬、 入学後の6月下旬のうち1回)
	幼児・小6のうち 入間市立小・中学校へ入学予定の者	【中1】 63,000円	
③校外活動費・林間学校費 ④修学旅行費	実施する学年	保護者が均一に負担した経費の概ね 実費額	実施後(概ね2～5ヵ月後)の7月末・ 10月末・12月末・3月末のいずれか
⑤給食費	全学年	実費額(引き落とし手数料除く)	保護者の同意を得て、校長口座に振り 込みます。申請した月から審査の結果 が出るまでの間に保護者が学校に支 払った分は、7月末・10月末・1月 末・3月末のいずれかに、申請書に記 入した保護者口座に支給します。
⑥医療費	全学年	学校の健康診断等で、う歯(虫 歯)、結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔 炎など指定疾患の治療勧告を受け、 治療に要した額(学校で医療券の交 付を受けてから、治療に通ってくだ さい)。	医療券を使用すると窓口負担額が0円 になるため、保護者口座への支給はあ りません。
⑦日本スポーツ振興センター 共済掛金	全学年、 4～5月認定者の うち、掛金を学校 に支払った者	460円	7月末

※1 申請書に記入した保護者の口座に直接振り込みます(保護者の同意を得て、校長口座に振り込む場合もあります)。

☆ 支給額の内訳についての通知はありません。上の表で確認していただくか、下記担当にお問い合わせください。

問合せ先・・・入間市教育委員会 学校教育課 学事保健担当 電話 04-2964-1111 内線4146・4147

メモ欄

- ◎ 申請書を提出した日 令和 年 月 日 () ※ 4月認定分の提出期限は4月30日(学校教育課必着)です。
- ◎ 申請書提出先 入間市役所学校教育課 / () 学校
- ◎ 追加で提出が必要な書類 なし / あり → 課税証明書 (年分、必要な人:)
 家賃額が分かる書類